## 〇公立大学法人福岡県立大学における人権侵害の防止及び 対策等に関する要領

平成27年12月18日

(目的)

第1条 この要領は、公立大学法人福岡県立大学における人権侵害の防止及び対策等に関する規程(以下「本学人権侵害防止等に関する規程」という。)第11条及び第16条に基づき、法人役員、監督者、教職員等、学生等及び関係者に対し人権侵害の防止及び対策に関する基本的枠組みと手続を示すことを目的とする。

(定義)

- **第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) セクシュアル・ハラスメント 構成員が他の構成員又は関係者に不利益や不快感を与える性的な言動、及び関係者 が構成員に不利益や不快感を与える性的な言動
- (2) アカデミック・ハラスメント 教員がその職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の教員又は学生等に対して 行う研究若しくは教育上又は修学上の不適切な言動
- (3) パワー・ハラスメント 教職員等が職務上の地位又は権限を不当に利用して 他の教服

教職員等が職務上の地位又は権限を不当に利用して、他の教職員等に対して行う就 労上の不適切な言動

(人権委員会)

- 第3条 人権委員会は、公立大学法人福岡県立大学人権委員会規則第3条第2項に基づき、 人権侵害の防止及び対策のために次に掲げる事項を行う。
  - (1)人権侵害被害(二次被害を含む。)の防止に関する啓発及び研修に関すること。
- (2) 人権侵害の紛争解決に関すること。
- 2 人権委員会は、人権侵害被害申立人の救済及び環境の改善のために、以下の措置を行う。
- (1)被申立人への通知
- (2) 関連部署への申立人の就学又は就労環境改善の勧告
- (3) 理事長への被申立人に対する一時的措置の要請

(相談窓口の設置と公表)

第4条 公立大学法人福岡県立大学人権侵害に関する相談員規則第2条に基づき、相談窓口を設け、各学部男女各1名の教員、男女各1名の事務局職員を相談員として配置する。

また、理事長は、学外の専門家を相談員として委嘱することができる。

2 相談員の氏名及び連絡先は、学内掲示、学生便覧、リーフレット等で公表する。

(相談の受付)

- **第5条** 相談員への相談は、面談のほか別に設置する相談箱への投函、手紙、電話、ファックス又は電子メールのいずれでも受け付ける。また、匿名の相談も受け付ける。
- 2 被害に関する相談は、本人からだけでなく、第三者、代理人からも受け付けることが できる。
- 3 人権侵害の加害者とみなされ、又はそのような懸念をもっている構成員からの相談も 受け付けることができる。

(相談の対象)

第6条 相談の対象となる事案は、構成員(退職者及び卒業生を含む。)からのものとする。ただし、相談内容は学内の問題以外のものも受け付ける。

(相談員の任務)

- 第7条 相談員の任務は、次に掲げる事項とし、自ら事実調査を行ってはならない。
  - (1) 人権侵害に関する相談
- (2) 相手への通知、環境改善依頼、調停、調査等の手続に関する相談
- 2 相談員は、相談者に対して医療的対応が必要な場合、又は専門的カウンセリングが必要と思われる場合には、学内外の専門家を紹介することができる。
- 3 相談員は、相談があった事実、当事者の意向等について書面に記録し、その都度概要 (匿名)を人権委員会に報告しなければならない。
- 4 相談員は、事態が重大で改善措置が必要であると認めた場合には、相談者の了解を得 て直ちに人権委員会にその旨を報告しなければならない。

(相談への対応)

- 第8条 相談員は、相談に対応する際には次の各号を遵守する。
- (1) 当事者の名誉及びプライバシー等の人格権を侵害することのないよう慎重に対処する。
- (2) 相談者の意向をできる限り尊重し、解決策を押しつけることのないよう留意する。

(調停委員会の設置)

- 第9条 人権委員会は、本学人権侵害防止等に関する規程第11条に基づき、人権侵害に関して調停の申出があったときは、次の者で組織する調停委員会を設置しなければならない。
- (1) 人権委員会から選出された者2名
- (2)人権委員会の依頼により、申立人及び被申立人(以下「当事者」という。)が所属 する部署以外から推薦された者1名
- 2 委員には男女どちらもが必ず1名は含まれるようにしなければならない。
- 3 調停委員会に委員の互選による委員長を置く。
- 4 委員長は調停の進行を統括する。

(調停の手続)

- 第10条 調停は、次の手続に従って行う。
- (1) 調停委員会は、申立人の申立て後直ちに被申立人に申立内容を伝える。この場合、 申立人の意向により申立人の氏名は秘匿することができる。
- (2) 調停開始について被申立人の同意が得られた場合、調停の日時及び場所を決め、当事者に通知する。
- (3) 当事者は、調停に際して付添人(学外者も可とする。)を1名つけることができる。
- 2 人権委員会は、必要と認める場合には、調停及び調停中の措置として、被申立人その 他関係者に対して、調停の内容の実現を不能にし、又は著しく困難にするおそれのある 行為の停止又は排除を命じることができる。

(調停進行上の留意事項及び遵守義務)

- 第11条 調停委員会は、調停を進めるに当っては、次に定める事項に注意しなければならない。
- (1) 調停委員会は、当事者が人権侵害についての認識を深めることを基本とし、当事者の主体的な話合いが円滑に進むように努めるものとする。
- (2) 調停委員会は、調停の進行状況及び諸般の事情を考慮して、調停案を提示することができる。なお、この調停案の受諾については、当事者が自由意志で決定するものであり、調停委員会が強制することがあってはならない。
- (3) 調停に当たっては、申立人に対する抑圧や被害の揉み消しになるような言動を行ってはならない。
- (4) 当事者の名誉及びプライバシー等の人格権を侵害してはならない。
- (5) セクシャル・ハラスメントにおいて、申し立てられた側から「同意があった」旨の 抗弁があった場合、その有無についての証明責任を申立人に負わせてはならない。
- 2 当事者及びその関係者は調停委員会に圧力をかけてはならない。

(調停委員の交代又は調停打切りの申出)

- 第12条 前条第1項各号のいずれかに違反する行為があった場合、当事者は、調停委員会に対して調停委員の交代又は調停の打切りを申し出ることができる。また、前条第2項に違反する行為があったとき、調停委員会は調停委員の交代又は調停の打切りをすることができる。
- 2 前項の、調停委員の交代の申出があったとき、人権委員会は、直ちに補充の調停委員を選出しなければならない。

(調停の終了)

- 第13条 調停は、次の各号に定める場合に終了するものとする。
- (1) 当事者間で合意が成立し、合意事項が書面に記載されたとき。
- (2) 当事者が、調停の途中で、又は前条第1項によって、調停の打切りを申し出たとき。
- (3) 調停委員会が、前条第1項に規定する調停の打切りを決定したとき。
- (4) 調停委員会が、相当期間内に当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき。
- 2 前項第2号から第4号の場合には、調停委員会は、当事者に調停にかわる手続を説明

しなければならない。

3 調停が終了した場合には、調停委員会は直ちに人権委員会に経過及び結果を書面で報告し、人権委員会は匿名で概要を理事長に報告しなければならない。

(人権委員会への苦情の申立て)

**第14条** 学内関係者は、相談員を通して、又は通さずに、人権委員会に対して、人権侵害の苦情の申立てを行うことができる。

(調査委員会の設置)

- 第15条 人権委員会は、公立大学法人福岡県立大学人権侵害に関する調査委員会規則(以下「調査委員会規則」という。)第3条に基づき、人権侵害の事実関係の調査にあたるための調査委員会の設置を理事長に提案する。調査委員会は、役員1名、教員4名(人間社会学部2名、看護学部2名)及び事務局職員1名並びに学外の専門知識を有する者若干名をもって構成する。
- 2 調査委員と当事者との間に利害関係があることが明らかになったときは委員を解任する。

(調査委員会の対応)

- 第16条 調査委員会は、人権侵害の事実関係を、調査委員会設置後、2か月以内に明らかにすること。ただし、2か月以内に調査が完了しないときで、やむを得ない事由がある場合には、期間を限定して延長することができる。
- 2 調査においては、当事者に聴聞の機会を保障しなければならない。当事者は、付添人 (学外者も可とする。) 1名を同席させることができる。
- 3 当事者の名誉及びプライバシー等の人格権を侵害することのないよう慎重に対処する。
- 4 調査進行中においても、当事者双方が支障なく就学又は就労を維持できるよう、配慮しなければならない。

(調査終了後の処置)

第17条 理事長は、調査委員会の報告において被害が認定された場合には、本学人権侵害防止等に関する規程第14条に基づき、加害行為の排除及び被害者の救済措置を行うとともに、加害者に対して厳正な対応を行う。

(異議申立て)

第18条 手続や措置に異議がある場合、調査委員会規則第11条に基づき、申立人、被申立人及び関係者はいずれも、人権委員会を通じて理事長に書面でその旨を申し出ることができる。理事長は、教授会、研究科委員会又は人権委員会に対して、処分等の再審査を命じることができる。

(守秘義務)

第19条 人権委員会委員、調停委員会委員、調査委員会委員、人権委員会・調停委員会・ 調査委員会の事務担当者、相談員及びその他人権侵害の対応に関わった者は、関係者の プライバシー保護に努めるとともに、相談に関して知りえた情報を他に漏らしてはなら ない。その職務を離れた後も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、法の定めなど正当な理由のある場合はこの限りではない。 (要領及び関係規程等の公表)
- 第20条 この要領、関係規程及び関係規則は、本学ホームページ等で公表する。

(要領の見直し)

第21条 この要領の見直しは、人権委員会の議を経て、理事長が行う。

## 附 則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。